

# 計算書類に対する注記 (法人全体用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金 -福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金 -職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

## 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 福島県社会福祉協議会退職共済
- (2) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

## 3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類  
(会計基準省令第一号第一様式(第十七条第四項関係)、第二号第一様式(第二十三条第四項)
- (2) 事業区分別内訳表  
(会計基準省令第一号第二様式(第十七条第四項関係)、第二号第二様式(第二十三条第四項)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表  
(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第四項)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表  
(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第四項)  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 社会福祉法人南会津会本部拠点 (社会福祉事業)
  - イ 特別養護老人ホーム下郷ホーム拠点 (社会福祉事業)
    - 「特別養護老人ホーム下郷ホーム」
    - 「下郷ホームショートステイ」
  - ウ 特別養護老人ホーム伊南ホーム拠点 (社会福祉事業)
    - 「特別養護老人ホーム伊南ホーム」
    - 「伊南ホームショートステイ」
  - エ 特別養護老人ホーム田島ホーム拠点 (社会福祉事業)
    - 「特別養護老人ホーム田島ホーム」
    - 「田島ホームショートステイ」
  - オ 特別養護老人ホーム南郷ホーム拠点 (社会福祉事業)
    - 「特別養護老人ホーム南郷ホーム」
    - 「南郷ホームショートステイ」
  - カ 特別養護老人ホーム只見ホーム拠点 (社会福祉事業)
    - 「特別養護老人ホーム只見ホーム」
    - 「只見ホームショートステイ」

- キ 特別養護老人ホームあさくさホーム拠点 (社会福祉事業)
- ク 南会津町老人デイサービスセンター七峰拠点 (社会福祉事業)
- ケ 南会津町老人デイサービスセンター愛宕B型拠点 (社会福祉事業)
- コ 南会津町老人デイサービスセンター愛宕E型拠点 (社会福祉事業)
- カ 南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘拠点 (社会福祉事業)
- シ 南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘拠点 (社会福祉事業)
- ス 只見町高齢者生活福祉センター拠点 (社会福祉事業)
- セ 南会津町舘岩高齢者生活福祉センター高夕拠点 (社会福祉事業)
- ソ 南会津町田島在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「南会津町田島在宅介護支援センター」
  - 「田島指定居宅介護支援事業所」
- タ 南会津町伊南在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「南会津町伊南在宅介護支援センター」
  - 「伊南指定居宅介護支援事業所」
- チ 南会津町南郷在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「南会津町南郷在宅介護支援センター」
  - 「南郷指定居宅介護支援事業所」
- ツ 只見町在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「只見町在宅介護支援センター」
  - 「只見指定居宅介護支援事業所」
- テ 南会津町舘岩在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「南会津町舘岩在宅介護支援センター」
  - 「舘岩指定居宅介護支援事業所」
- ト 只見町介護老人保健施設こぶし苑拠点 (公益事業)
  - 「只見町介護老人保健施設こぶし苑」
  - 「通所リハビリテーション」

#### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	221,194,163	0	0	221,194,163
建物	2,142,443,460	0	117,369,198	2,025,074,262
預金	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	2,383,637,623	0	117,369,198	2,266,268,425

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

6. 担保に供している資産  
該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	5,449,397,614	3,424,323,352	2,025,074,262
建物(その他の固定資産)	4,423,878	1,757,623	2,666,255
構築物(その他の固定資産)	317,768,528	270,500,551	47,267,977
機械及び装置(その他の固定資産)	69,814,250	50,688,901	19,125,349
車輛運搬具(その他の固定資産)	49,410,986	45,869,366	3,541,620
器具及び備品(その他の固定資産)	304,391,768	237,825,286	66,566,482
有形リース資産(その他の固定資産)	19,340,520	9,809,386	9,531,134
権利(その他の固定資産)	76,440	0	76,440
合計	6,214,623,984	4,040,774,465	2,173,849,519

## 8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第115回利付国債	239,606,179	239,539,119	△ 67,060
合同運用指定信託	40,000,000	40,000,000	0
合計	279,606,179	279,539,119	△ 67,060

## 9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

## 10. 重要な偶発債務

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (本部拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金 — 職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

### 2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

### 3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預金	20,000,000	0		20,000,000
合計	20,000,000	0	0	20,000,000

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,106,447	510,194	596,253
器具及び備品	416,053	416,052	1
合計	1,522,500	926,246	596,254

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム下郷ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 特別養護老人ホーム下郷ホーム
  - イ 下郷ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 特別養護老人ホーム下郷ホーム
  - イ 下郷ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	136,539,277	0	11,922,105	124,617,172
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	136,539,277	0	11,922,105	124,617,172

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	473,952,210	349,335,038	124,617,172
構築物	17,681,340	17,596,600	84,740
車輛運搬具	4,522,492	4,522,491	1
機械及び装置	35,931,800	20,308,898	15,622,902
器具及び備品	50,404,393	44,340,677	6,063,716
有形リース資産	7,236,000	4,128,741	3,107,259
合計	589,728,235	440,232,445	149,495,790

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム伊南ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産  
  該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類 (第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 特別養護老人ホーム伊南ホーム
  - イ 伊南ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 特別養護老人ホーム伊南ホーム
  - イ 伊南ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	93,373,063	0	10,836,998	82,536,065
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	93,373,063	0	10,836,998	82,536,065

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし



7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	447,612,808	365,076,743	82,536,065
建物	2,700,000	630,000	2,070,000
構築物	14,500,000	14,499,997	3
器具及備品	51,995,258	46,518,004	5,477,254
機械及び装置	7,621,950	6,805,385	816,565
合計	524,430,016	433,530,129	90,899,887

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第115回利付国債	29,963,278	29,954,892	△ 8,386
合同運用指定金銭信託	20,000,000	20,000,000	0
合計	49,963,278	49,954,892	△ 8,386

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム田島ホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 特別養護老人ホーム田島ホーム
  - イ 田島ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 特別養護老人ホーム田島ホーム
  - イ 田島ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	123,332,838	0	0	123,332,838
建物	433,996,085	0	19,609,272	414,386,813
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	557,328,923	0	19,609,272	537,719,651

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,365,397,746	951,010,933	414,386,813
構築物	29,268,862	29,268,860	2
車輛運搬具	1,609,900	1,488,232	121,668
器具及び備品	53,670,987	38,672,753	14,998,234
合計	1,449,947,495	1,020,440,778	429,506,717

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第115回利付国債	99,844,245	99,816,301	△ 27,944
合計	99,844,245	99,816,301	△ 27,944

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の  
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム南郷ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 特別養護老人ホーム南郷ホーム
  - イ 南郷ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 特別養護老人ホーム南郷ホーム
  - イ 南郷ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	400,301,278	0	16,318,268	383,983,010
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	400,301,278	0	16,318,268	383,983,010

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,122,863,978	738,880,968	383,983,010
建物	617,431	617,429	2
構築物	57,827,500	57,805,723	21,777
機械及び装置	26,260,500	23,574,618	2,685,882
車輛運搬具	1,645,805	1,645,804	1
器具及び備品	57,822,142	37,527,558	20,294,584
権利	76,440	0	76,440
合計	1,267,113,796	860,052,100	407,061,696

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第115回利付国債	29,963,278	29,954,892	△ 8,386
合同運用指定金銭信託	20,000,000	20,000,000	0
合計	49,963,278	49,954,892	△ 8,386

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム只見ホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 特別養護老人ホーム只見ホーム
  - イ 只見ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 特別養護老人ホーム只見ホーム
  - イ 只見ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	81,027,283	0	0	81,027,283
建物	491,882,169	0	34,955,057	456,927,112
預金	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
合計	572,909,452	0	34,955,057	537,954,395

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,303,067,745	846,140,633	456,927,112
構築物	132,575,550	132,367,936	207,614
車輛運搬具	12,256,002	11,962,458	293,544
器具及び備品	49,209,622	46,090,191	3,119,431
合計	1,497,108,919	1,036,561,218	460,547,701

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第115回利付国債	79,835,378	79,813,034	△ 22,344
合計	79,835,378	79,813,034	△ 22,344

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

**計算書類に対する注記**  
(特別養護老人ホームあさくさホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	529,894,254	0	21,175,452	508,718,802
預金	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
合計	529,894,254	0	21,175,452	508,718,802

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし



7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	559,892,810	51,174,008	508,718,802
構築物	61,634,088	14,894,902	46,739,186
車輛運搬具	4,211,402	1,696,258	2,515,144
器具及び備品	23,504,266	7,024,399	16,479,867
有形リース資産	5,940,000	2,771,997	3,168,003
合計	655,182,566	77,561,564	577,621,002

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

**計算書類に対する注記**  
(南会津町老人デイサービスセンター七峰拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法  
・リース資産  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準  
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。  
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	4,000,960	3,389,704	611,256
器具及び備品	914,187	914,184	3
合計	4,915,147	4,303,888	611,259

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

**計算書類に対する注記**  
(南会津町老人デイサービスセンター愛宕B型拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法  
・リース資産  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準  
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。  
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)  
第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	10,120,049	0	0	10,120,049
建物	33,942,786	0	1,534,318	32,408,468
合計	44,062,835	0	1,534,318	42,528,517

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	106,177,060	73,768,592	32,408,468
構築物	2,401,650	2,401,649	1
車輛運搬具	4,229,550	4,229,549	1
器具・備品	14,228,794	14,190,981	37,813
合計	127,037,054	94,590,771	32,446,283

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

**計算書類に対する注記**  
(南会津町老人デイサービスセンター愛宕E型拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によって
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金—福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金—職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)  
第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,490,155	0	0	3,490,155
建物	11,727,219	0	530,097	11,197,122
合計	15,217,374	0	530,097	14,687,277

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	36,658,958	25,461,836	11,197,122
構築物	828,270	828,269	1
器具・備品	295,000	200,082	94,918
有形リース資産	3,720,000	1,116,000	2,604,000
合計	41,502,228	27,606,187	13,896,041

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	6,480,200	6,480,198	2
器具及び備品	1,716,166	1,715,506	660
合計	8,196,366	8,195,704	662

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし



**計算書類に対する注記**  
(南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 車輛運搬具一定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・ 賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・ 福島県社会福祉協議会退職共済
- ・ 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。  
(1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本基金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	4,249,425	4,249,424	1
合計	4,249,425	4,249,424	1

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(只見町高齢者生活福祉センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

・福島県社会福祉協議会退職共済

・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになってい

(1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四号様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	2,444,520	1,792,648	651,872
器具・備品	214,900	214,899	1
合計	2,659,420	2,007,547	651,873

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町館岩高齢者生活福祉センター高夕拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	286,200	71,548	214,652
車両運搬具	6,205,250	6,205,248	2
合計	6,491,450	6,276,796	214,654

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

**計算書類に対する注記**  
(南会津町田島在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点財計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 南会津町田島在宅介護支援センター
  - イ 田島指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 南会津町田島在宅介護支援センター
  - イ 田島指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,223,838	0	0	3,223,838
建物	10,787,329	0	487,631	10,299,698
合計	14,011,167	0	487,631	13,523,536

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	33,774,299	23,474,601	10,299,698
構築物	765,068	765,067	1
合計	34,539,367	24,239,668	10,299,699

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

**計算書類に対する注記**  
(南会津町南郷在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 南会津町南郷在宅介護支援センター
  - イ 南郷指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 南会津町南郷在宅介護支援センター
  - イ 南郷指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町伊南在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 南会津町伊南在宅介護支援センター
  - イ 伊南指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 南会津町伊南在宅介護支援センター
  - イ 伊南指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

**計算書類に対する注記**  
(只見町在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産
  - ・該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 只見町在宅介護支援センター
  - イ 只見指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 只見町在宅介護支援センター
  - イ 只見指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし



計算書類に対する注記  
(南会津町館岩在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 南会津町館岩在宅介護支援センター
  - イ 館岩指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 南会津町館岩在宅介護支援センター
  - イ 館岩指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし